

桂川・支川対策特別委員会

日 時 平成29年12月8日（金）午前10時～
場 所 第3委員会室

1 開 議

2 案 件

- （1）要望について
- （2）桂川上流圏域河川整備計画（原案）について
（土木建築部説明）

3 その他



平成29年12月1日

亀岡市議会議長 湊 泰孝 様

要 望 書

件 名 桂川本川・支川改修の促進のため、具体的な動きを示していただくよう調査審査の動きを加速されますようお願いいたします。

要望の要旨

京都府では河川整備計画の検討が着々と進められ、去る11月14日には桂川上流圏域河川整備計画原案が報道されました。しかし、亀岡市としてこの河川整備計画原案にどのような姿勢での望むのか明らかとなっていません。亀岡市民の命と安全を守るため調査審査を深めていただきますようお願いいたします。

河川整備計画案は、9月市議会でありました多くの個人質問の内容とそぐわない内容が示されています。どのようにされるのか調査審査をお願いいたします。

具体的な要望事項1

2013年の台風18号で亀岡は大きな被害を出しました。それから4年もたっていますが、堆積土砂の撤去さえまだ行われていません。9月市議会でも、桂川本川・支川の堆積土砂の早期撤去の質問もありました。また、いつまで下流の犠牲とならなければならないのか、上下流並行しての整備が必要だとの質問も出ました。

私は、栗山市長時代に今のうちに下流地域や京都府に対して、犠牲に見合う負担金などを要求する姿勢を示しておかないと、今後は、亀岡が加害者と言われる時代が来ると言いました。栗山さんはそんなこと出来ないと言われただけです。下流部だけでなく国土交通省も京都府も、遊水機能のある土地の減少には極めて敏感です。しかし、堆積土砂の撤去や支川の改修等は何も下流に文句を言われる筋合いはありません。京都府に予算がないとは言わせるべきではありません。

台風18号は、桂川流域に均等の雨が降る典型的な降雨でした。そのため、亀岡上流部の日吉ダム効果はありましたが、亀岡下流部では日吉ダム効果はほとんどないとの分析も出ています。しかし、駅北地区が造成された後の、洪水予測の解析は行われていません。常識的には、駅北地区周辺や宇津根橋上下流部に洪水の流れの圧力は生じるでしょう。

亀岡市議会ですら質問されても、権限のない亀岡市は、京都府に要望するとの回答に止まっています。そのような消極的なスタンスでは、いつまでも桂川本川・支川改修は進みません。継続的かつ実践的な調査審査をお願いいたします。

私は、犠牲をいつまでも犠牲にしないように、遊水機能を果たしている土地に地役権を設定するような運動を起こさないと、桂川の亀岡下流部の犠牲は救われないと考えています。このままでは、霞堤の撤去など、京都府が実施するはずはありませんし、国土交通省は認めることありえません。それならば、例えばですが、遊水池機能を持たされている土地に地役権の設定（いわば補償です。）を求める動

きなど、具体的な動きを起こされませんか。いつまでも、霞堤の撤去など具体化されない治水対策を求めるだけでは、何も進みません。犠牲を犠牲とせず、犠牲を活かすことを考える時期かとか思います。

具体的な要望事項 2

現在、京都府が策定を進めている河川整備計画は、河川法に定められた概ね30年間の法定計画です。もちろん亀岡市として事前協議を受け、正式な意見を言える機会があります。

しかし、今の時点で出されている原案では、資料1のP13では「桂川上流圏域の河川整備が先行した場合、下流に洪水が集中し大都市圏において甚大な浸水被害が生じるおそれがある。そのため、引き続き上下流バランスを確保しながら河川整備を実施する必要がある。」とか、P19では「淀川水系河川整備計画（近畿地方整備局）との整合を図り、桂川の流下能力、近年の被災状況及び地形の特性等を踏まえ、上下流バランスを勘案し、再度災害防止（原文のまま）の観点から昭和28年台風13号洪水（概ね30年に1回程度の降雨により予想される洪水）への対応を目指した整備を進める。」されており、従前から説明されていた基本計画3500m³/sec（1/100年）に対応できる改修は、概ね30年間では実施しないと宣言されています。

この河川整備計画には、「直轄区間の整備促進について、関係機関に働きかける。」などの表現があってしかるべきと思います。

また、P23の桂川本川計画流量配分図の下に「上下流バランスに配慮しながら、霞堤の嵩上げ、河道掘削及び橋梁の改築等を行い、流下能力の向上を図る。霞堤は、計画高水位まで嵩上げするものとし、当面実施する段階整備として、下流で国が実施する桂川緊急治水対策において流下能力が向上した段階で、現況から1.0m嵩上げする。」されています。

この表現の前段は30年確率のことを記載しています。しかし、現実の下流の動きから、それも何年かかるのか見えません。後段の霞堤の一律1.0m嵩上げは余りに荒っぽい表現です。霞堤の実態はそれぞれ違います。現時点で、1500m³/secを割っている大飼川合流点桂川左岸の霞、曾我谷川霞、下流のため流量が高まる鶯ノ川霞、西川霞、年谷霞は嵩上げ高を高くすべきと考えます。

霞堤の1.0m嵩上げだけでは30年はおろか20年確率にも達するのでしょうか。そもそも、このような誤解を与える表現は意図的に感じます。

これらの表現は、当面、亀岡は犠牲になれと言われていることと同じです。

平成27年3月20日に桂川上流圏域の整備目標が固められて、課題と対応方針、整備対象河川の抽出が行われました（資料2）。この間に、亀岡市は積極的に取り組むべきでした。

さらに、整備対象支川については、現在改修計画がある河川、整備計画中の河川に限定され、鶯ノ川、西川、年谷川、曾我谷川、愛宕谷川、古川などが除外されました。中には上流部が開発されている河川があります。本当にこれで10年確率が確保されて大丈夫なのでしょうか。断面があっても、管理が不十分では効果がありません。亀岡市として確認されているのでしょうか。支川の中には、10年確率に満たない区間もあり、管理が行き届きで、堆積土砂が多い箇所、樹木や雑草が繁茂している箇所などもあります。

その結果、整備目標と同じレベルの桂川上流圏域河川整備計画原案の公表となりました。今まで、この法定計画に地元意見を十分反映できなかったのか執行部の甘さを感じます。ようやく12月8日に説明されるようですが、本来はもっと早く議会に報告すべき内容です。

今からでも可能です。市議会において、早急に地元の河川を熟知されている方や南丹土木事務所の責任者と、そのような現場を調査され、いち早く、亀岡市の具体的な考え方を整理させるべきと考えま

す。法定計画ですから、正式協議があつてから意見を言うのでは遅すぎます。亀岡市に有利に運ぶことはありません。先手を打ち事前協議に遅れないように、早急に十分な調査審査をお願いします。

桂川上流圏域の治水対策には、最も大切な河川管理が桂川本川、支川の整備計画には記載されていません。その他の河川についてだけ記載はされています。現実の問題視されている桂川本川・支川の堆積土砂の撤去、樹木や雑草の除去など市民要望の強いことには、具体的な記載がありません。また、例えば山本浜のカメラのようにまともなメンテナンスがなされないと防災情報の共有の点では、市民に信頼されれないと思います。

他方、資料1のP19では「土地利用の規制や誘導を含め関係市と連携しながら、計画的な河川整備や下水道の雨水対策に加え、戸々（原文のまま）の家庭での雨水貯留浸透施設、校庭・公園での貯留施設など、流域において総合的な治水対策を推進する。」と記載されています。

これらについては、亀岡市がどう事業化するのか政策を立てないと、京都府への河川整備促進の要望だけでは、京都府は要望書を受け取るに過ぎません。先手を打った動きが必要と思います。例えば、樋門の管理委託など積極的に動かれているのでしょうか。浸透施設の設置、貯留施設の設置など積極的に考えられているとは思えません。亀岡駅北地区土地区画整理事業の都市計画決定に係る公聴会で、レインガーデン、敷地内緑化、透水枡などの雨水の流出防止に役立つことを提案しましたが、亀岡市は都市計画法で定めがないとその提案を拒否しました。

このような消極的な姿勢はいかがでしょうか。このような地区計画の定めは先進市などでは常識です。積極的な姿勢が必要です。このような亀岡市の姿勢では、京都府を動かすことは出来ません。

水防法の改正で1/1000の年超過確率の想定最大規模降雨による浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として公表することとされています。現在、南丹土木事務所では、その基礎調査が実施されています。これについては、早く公表させ亀岡市に新たなハザードマップの作成などを実施させる必要がありますので、南丹土木事務所に積極的な公表を求めていただきたい。

亀岡市篠町馬堀池ノ下27-5

松尾 寛治

淀川水系桂川上流圏域河川整備計画 (原案)

平成29年11月
京 都 府

※委員会後に以下を修正しています

- ・ 橋梁や河川等に振り仮名を追記
- ・ 誤字脱字等の修正
- ・ 表現の誤り等の軽微な修正

河川法(抄)

(河川整備計画)

第十六条の二 河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めておかなければならない。

- 2 河川整備計画は、河川整備基本方針に即し、かつ、公害防止計画が定められている地域に存する河川にあつては当該公害防止計画との調整を図つて、政令で定めるところにより、当該河川の総合的な管理が確保できるように定められなければならない。この場合において、河川管理者は、降雨量、地形、地質その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講ずるよう特に配慮しなければならない。
- 3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。
- 4 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 5 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 6 河川管理者は、河川整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、河川整備計画の変更について準用する。

(河川整備基本方針及び河川整備計画の作成の準則)

第十条 河川整備基本方針及び河川整備計画は、次に定めるところにより作成しなければならない。

- 一 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項については、過去の主要な洪水、津波、高潮等及びこれらによる災害の発生の状況並びに災害の発生を防止すべき地域の気象、地形、地質、開発の状況等を総合的に考慮すること。
- 二 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項については、流水の占用、舟運、漁業、観光、流水の清潔の保持、塩害の防止、河口の閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水位の維持等を総合的に考慮すること。
- 三 河川環境の整備と保全に関する事項については、流水の清潔の保持、景観、動植物の生息地又は生育地の状況、人と河川との豊かな触れ合いの確保等を総合的に考慮すること。

(河川整備計画に定める事項)

第十条の三 河川整備計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 河川整備計画の目標に関する事項
- 二 河川の整備の実施に関する事項
- イ 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要
- ロ 河川の維持の目的、種類及び施行の場所
- 2 前項の場合において、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 3 河川管理者は、河川整備計画に高規格堤防の設置に係る河川工事の施行の場所を定めたときは、速やかに、その場所を関係都道府県知事に通知するものとする。

(4) 治水の現状と課題

【桂川本川】

桂川には保津峡と呼ばれる狭窄部があるため、その上流域である亀岡盆地では、昭和28年9月台風13号や昭和35年8月台風16号、平成16年10月台風23号など、洪水のたびに浸水被害に見舞われてきた。近年では、平成25年9月台風18号の洪水により、広範囲に農地や家屋の浸水被害が発生した。

このように、桂川上流圏域は繰り返し水害に見舞われてきたが、平成10年に日吉ダムが完成し、平成21年度に当面計画の河川改修が完成したことにより、日吉ダムの洪水調節と合わせて概ね10年に1回程度の降雨による洪水を安全に流下させることができるようになった。

また、桂川本川沿いには不連続な堤防（霞堤）が多数存在し、洪水時には霞堤から堤内地に洪水の一部が一時的に流入し、下流への流量を低減する役割を果たしているものの、亀岡地区の堤内地に度重なる浸水被害をもたらしており、重点的に整備を進めていく必要がある。

保津工区より上流から園部川合流点までは霞堤部分以外は概ね流下能力が確保されているが、沿川には亀岡市及び南丹市八木町の市街地を抱えており、これまでの堤防点検において浸透による破壊が懸念されるなど、堤防の安全性が不足している区間について、堤防の質的整備を進めてきた。引き続き、堤防の質的整備を進める必要がある。

日吉ダムより上流区間は、概ね掘込河道となっており、流下能力の低い区間において過去に浸水被害が多発しているため、河川改修を実施してきた。引き続き、下流の計画と整合を図り、上下流バランスを考慮しながら治水安全度の向上を図る必要がある。

一方、下流直轄区間は、昭和28年台風13号洪水を安全に流下させることを目標として河川整備計画が策定され、その段階整備として平成16年台風23号規模の洪水を安全に流下させる河川整備が実施されている。

下流の嵐山地区や京都市伏見区においても、平成25年台風18号の洪水により、計画高水位を上回る洪水に見舞われ、甚大な浸水被害が発生した。そのため、桂川を緊急対策特定区間として設定し、平成26年度から概ね5年間で、現在実施中の桂川の河道掘削を大幅に前倒しして実施されている。

このように、下流直轄区間は河川整備を進めている段階にあり、桂川上流圏域の河川整備が先行した場合、下流に洪水が集中し大都市圏において甚大な浸水被害が生じるおそれがある。そのため、引き続き上下流バランスを確保しながら河川整備を実施する必要がある。

さらに、下流の河川整備と並行して上流圏域の治水安全度を向上するために、貯留浸透施設等の整備など総合的な治水対策について検討していく必要がある。

【支川】

本圏域の支川の河川整備状況（概ね時間雨量50mmの降雨に対する整備率）は、平成28年度末で約26%となっており京都府全体の整備率約36%に比べて低い水準である。

これら支川において、昭和57年8月台風により、園部川、東所川、曾我谷川、犬飼川などで農地や家屋に浸水被害が発生し、平成7年5月豪雨でも園部川などで浸水被害が発生した。また、平成24年7月集中豪雨により、雑水川で床上浸水が発生し、近年では、平成25年9月台風18号の洪水により、園部川や本梅川で越水や堤防が決壊するなど、床上・床下浸水の被害が発生した。

本圏域の全ての支川の整備には多くの時間と費用を要するため、河川ごとの目標に対する整備状況や河川の形態、さらに近年の浸水実績やまちづくりの状況などを踏まえ、重点的かつ効果的な河川整備を進めていく必要がある。

1.1.4 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題

本圏域は、府下有数の広大な農地を有し、京都の代表的な穀倉地帯として高い農業生産力を誇っている。このため、本圏域における水利権は約93%がかんがい用水であり、河川別では本梅川、園部川の利用が多い。また、かんがい用水以外では舟運や水道用水、防火用水、発電用水として利用されている。

本圏域内に位置する亀岡市、南丹市等関連市の上水道は、河川水や地下水を水源としている。また、桂川は京都府水道用水供給事業の一旦を担う乙訓浄水場の水源となっており、本圏域の下流に位置する向日市、長岡京市、大山崎町へ水道水を給水している。

桂川は、近年では、平成20年及び平成21年の渇水において取水制限が行われたが、日吉ダムからの補給により利水者の調整と相まって安定した流れになり、水道用水や農業用水等の利用、河川環境の保全が図られた。その他の河川については、近年、渇水による瀬切れや農作物の被害の報告はなく、適切な水利用がなされており、水需要に大きな変化がないことから、引き続き、水循環や地下水涵養等について配慮しながら現在の流況の維持に努める必要がある。

1.2 河川整備計画の目標に関する事項

1.2.1 計画の対象区間

本整備計画の対象区間は、桂川上流圏域における京都府管理の一級河川の区間とする。

1.2.2 計画の対象期間

本整備計画の対象期間は、概ね30年間とする。

なお、本整備計画は、現時点の圏域の社会状況、自然環境及び河道状況等を踏まえ作成するものであり、今後、これらの状況の変化や新たな知見等により適宜見直しを行う。

1.2.3 洪水による災害の発生防止又は軽減に関する目標

桂川本川の整備にあたっては、淀川水系河川整備計画（近畿地方整備局）と整合を図り、桂川の流下能力、近年の被災状況及び地形の特性等を踏まえ、上下流バランスを勘案し、再度災害防止の観点から昭和28年台風13号洪水（概ね30年に1回程度の降雨により予想される洪水）への対応を目指した整備を進める。

支川の整備計画の目標は、概ね10年に1回程度の降雨により予想される洪水を安全に流下させることを目指すこととするが、圏域の全ての河川について直ちに被害軽減を図ることは、予算的、時間的な制約があり困難である。このため、本整備計画では、想定氾濫区域内の人口と資産、河川の現況流下能力、近年の出水による被害の発生状況、既存事業の継続性などを総合的に勘案し、桂川（上）、雑水川、七谷川、犬飼川、法貴谷川、千々川、東所川、園部川、天神川、陣田川の10河川について、重点的かつ優先的に整備を実施する。また、これら河川の整備目標は、上下流（本支川）バランス、浸水被害の早期解消・軽減、投資可能な事業費などの観点で、今後概ね30年間で実現可能な目標規模を設定する（表1-4）。

その他の河川についても、局所的な改良、洪水等による被災箇所の復旧、治水上の支障となる堆積土砂の除去、堤防除草等により治水機能の適正な維持に努める。

また、土砂流出や流木の防止機能を有する森林の保全・整備について、関係機関と連携を図る。

さらに、近年頻発する局地的な集中豪雨等による浸水被害の軽減に向けて、土地利用の規制や誘導を含め関係市と連携しながら、計画的な河川整備や下水道の雨水対策に加え、戸々の家庭での雨水貯留浸透施設、校庭・公園での貯留施設など、流域において総合的な治水対策を推進する。

表 1-3 整備目標

河川名	整備目標*	整備目標の考え方
桂川本川	1/30	昭和28年台風13号洪水への対応を目指す 上下流バランスを考慮し、淀川水系河川整備計画と整合を図る規模
桂川（上）	1/10	上下流バランスを考慮し、下流の計画と整合を図る規模 掘削やネック部改修等により早期効果発現が可能な規模
雑水川	1/10	本川との上下流バランスを考慮し、掘削やネック部改修等により早期効果発現が可能な規模
七谷川	1/10	本川との上下流バランスを考慮し、天井川区間を解消し、早期効果発現が可能な規模
犬飼川	1/10	本川との上下流バランスを考慮し、掘削やネック部改修等により早期効果発現が可能な規模
法貴谷川	1/10	上下流バランスを考慮し、下流の犬飼川の計画と整合を図る規模
千々川	1/10	本川との上下流バランスを考慮し、掘削やネック部改修等により早期効果発現が可能な規模
東所川	1/10	本川との上下流バランスを考慮し、掘削やネック部改修等により早期効果発現が可能な規模
園部川	1/5	本川との上下流バランスを考慮し、掘削やネック部改修等により早期効果発現が可能な規模
天神川	1/5	上下流バランスを考慮し、下流の園部川の計画と整合を図る規模 掘削やネック部改修等により早期効果発現が可能な規模
陣田川	1/5	上下流バランスを考慮し、下流の園部川の計画と整合を図る規模 掘削やネック部改修等により早期効果発現が可能な規模

※概ね10年間に1回程度（1/10）の降雨：毎年、1年間にその規模を超える確率が1/10（10%）である大雨。
※園部川流域は他支川に比べて大きな流域であるため、園部川の流量が桂川本川に与える影響を考慮して、段階的な整備目標として、本計画では1/5としている。

1.2.4 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

桂川上流圏域の市街地を貫流する地区において、貴重なオープンスペースとしての水辺利用、豊かな自然環境を活かした水辺利用など、適正な水利用が図られるように努める。

さらに、良好な水質、水量、多様な生物の生息・生育環境の保全など流水の正常な機能が維持されるよう努める。

本圏域は、保津川下りなど水辺空間の利用が盛んであり、また、数多くの河川愛護活動が行われていることから、まちづくりと一体となった河川空間整備を地域との連携・協働により進める。

1.2.5 河川環境の整備と保全に関する目標

河川本来の変化に富んだ水辺の創出など、多様な生物が生息・生育する豊かな自然環境の保全・再生に配慮した河川整備を行う。また、堰や落差工により魚類等の縦断方向の連続性が損なわれている箇所については、魚道整備等を必要に応じ検討する。

特に、本圏域では国指定天然記念物のアユモドキなどの貴重種や多様な生物が生息している。そのため、生息する我が国固有の生物を中心として在米生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生について関係機関とも連携して取り組む。

また、河川工事の際には、生態系への影響を最小限に抑えるため、濁水の流下防止に努める。

さらに、景観に優れた地域では、周囲の景観に配慮した河川整備を図る。

第2章 河川整備の実施に関する事項

2.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所

2.1.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所（治水）

（桂川本川）

桂川本川では、「河川の現況流下能力」、「近年の出水による被害の発生状況」、「想定氾濫区域内の人口と資産」、「河川の特長」、「既存事業の継続性」を考慮し、淀川水系河川整備計画と整合を図り、昭和28年台風13号洪水（概ね30年に1回程度の降雨により予想される洪水）への対応を目指した整備を実施する。

- 整備区間①：請田地点～旧保津橋 延長約2,300m
- 整備区間②：31.20～32.90k 延長約1,700m
- 整備区間③：31.60～32.90k 延長約1,300m
- 整備区間④：33.20～35.30k（千々川取付含む）延長約2,100m
- 整備区間⑤：33.10～35.60k 延長約2,500m
- 整備区間⑥：38.20～39.00k 延長約800m
- 整備区間⑦：38.80～39.30k 延長約500m
- 整備区間⑧：40.50～40.60k 延長約100m
- 整備区間⑨：42.40～43.64k 延長約1,240m

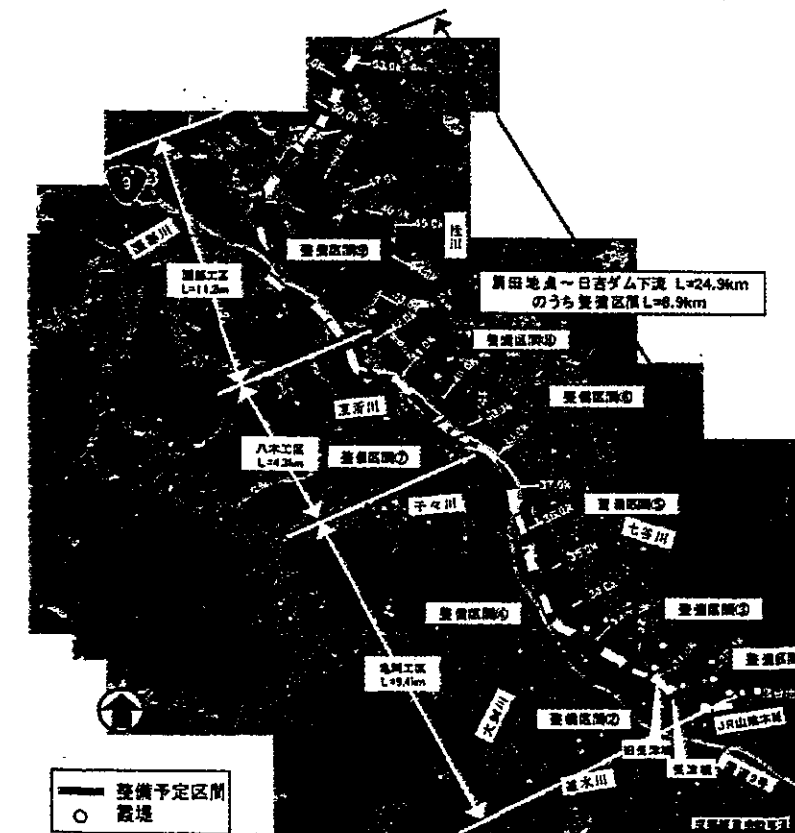


図 2-1 桂川本川の整備区間

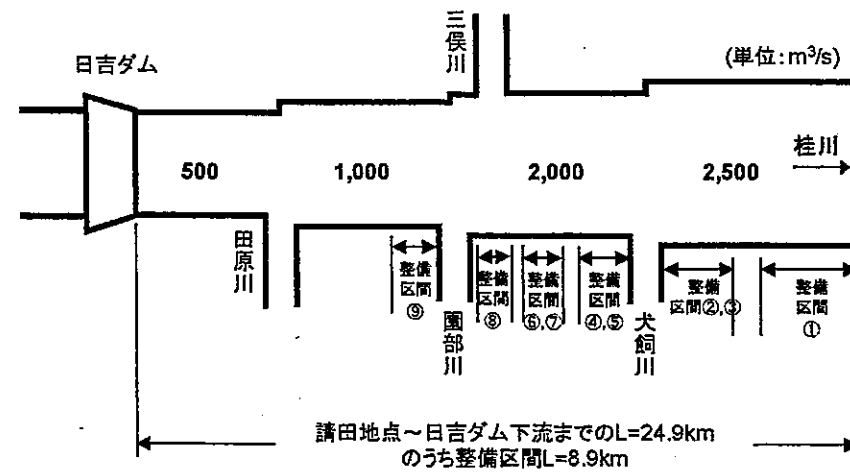


図 2-2 桂川本川計画流量配分図 (1/30 規模)

上下流バランスに配慮しながら、霞堤の嵩上げ、河道掘削及び橋梁の改築等を行い、流下能力の向上を図る。霞堤は、計画高水位まで嵩上げするものとし、当面実施する段階整備として、下流で国が実施する桂川緊急治水対策において流下能力が向上した段階で、現況から 1.0m 嵩上げする。

また、堤防の安全性が不足している箇所について、ドレーン工法等による堤防の質的強化等を図るとともに、水衝部など必要な箇所の護岸整備を実施する。

さらに、桂川本川の浸水被害の軽減を図るために、関係市と連携・調整しながら、流域全体で貯留浸透施設等の検討を行い、総合的な治水対策を推進する。

なお、保津峡の掘削については、今後の下流域の河川整備の進捗を考慮して、その実施時期を検討することとし、関係機関と調整を図る。

整備にあたっては、河床の幅を広くとり、自然の営力による瀬や淵、滞筋などの形成を図り、護岸には景観や生物の生育に配慮したブロック等を使用するなど、河川に生息する生物の生息・生育・繁殖環境の保全、復元及び創出に努める。

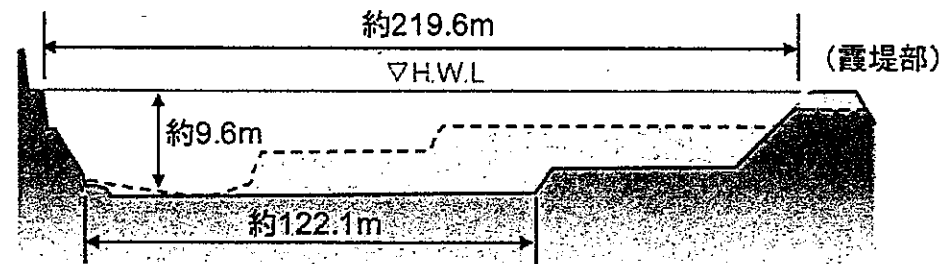


図 2-3 桂川本川 (保津工区) 標準横断面図

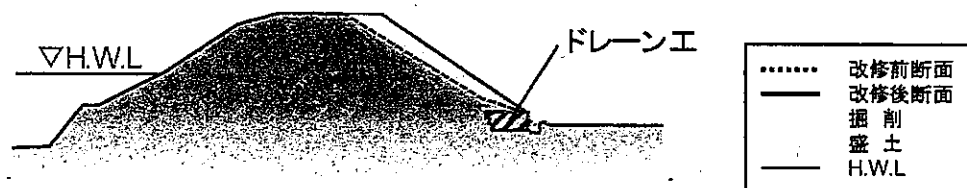


図 2-4 桂川本川 (質的強化) 標準横断面図

木津川・桂川・宇治川圏域河川整備計画検討委員会

第15回資料

(桂川上流圏域の整備目標)



平成27年3月20日
京都府

1. 河川整備計画の目標（整備目標）

淀川水系桂川上流圏域整備計画

洪水による災害の発生防止又は軽減に関する目標

桂川本川の整備にあたっては、平成21年に策定された淀川水系河川整備計画と整合を図り、桂川の流下能力、近年の被災状況及び地形の特性等を踏まえ、上下流バランスを勘案し、再度災害防止の観点から戦後最大の洪水である昭和28年台風13号洪水(概ね30年に1回程度の降雨により予想される洪水)を安全に流下させることを目標に、計画的に段階的な整備を進める。

支川の整備計画の目標は、概ね10年に1回程度の降雨により予想される洪水を安全に流下させることを目指すこととするが、圏域の全ての河川について直ちに被害軽減を図ることは、予算的、時間的な制約があり困難である。このため、本整備計画では、想定氾濫区域内の人口と資産、河川の現況流下能力、近年の出水による被害の発生状況、既存事業の継続性などを総合的に勘案し重点的かつ優先的に整備を実施する河川を抽出する。また、これら河川の整備目標は、地域状況や河川特性などを考慮し設定された長期的な将来の目標を踏まえ、上下流(本支川)バランス、浸水被害の早期解消・軽減、投資可能な事業費などの観点で、今後概ね30年間で実現可能な目標規模を設定する。

近年頻発する局地的な集中豪雨等による浸水被害の軽減に向けて、流域において効果的な雨水の流出抑制対策に取り組む。

その他の河川についても、局所的な改良、洪水等による被災箇所の復旧、治水上の支障となる堆積土砂の除去、堤防除草等により治水機能の適正な維持に努める。

また、土砂流出や流木の防止機能を有する森林の保全・整備の検討について、関係機関との連携を図る。

さらに、整備途上に起こる洪水や、整備目標を上回る洪水による被害を軽減するため、ハード対策だけでなく、ソフト対策を組み合わせた効果的な治水対策に努める。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

桂川上流圏域の市街地を貫流する地区において、貴重なオープンスペースとしての水辺利用、豊かな自然環境を活かした水辺利用など、適正な水利用が図られるように努める。

さらに、良好な水質、水量、多様な生物の生息・生育環境の保全など流水の正常な機能が維持されるよう努める。

本圏域は、保津川下りなど水辺空間の利用が盛んであり、また、数多くの河川愛護活動が行われていることから、まちづくりと一体となった河川空間整備を地域との連携・協働により進める。

河川環境の整備と保全に関する目標

河川本来の変化に富んだ水辺の創出など、多様な生物が生息・生育する豊かな自然環境の保全・再生に配慮した河川整備を行う。また、堰や落差工により魚類等の縦断方向の連続性が損なわれている箇所については、魚道整備等を必要に応じ検討する。

特に、本圏域では国指定天然記念物のアユモドキなどの貴重種や多様な生物が生息している。そのため、生息する我が国固有の生物を中心として在来生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生について関係機関とも連携して取り組む。

また、河川工事の際には、生態系への影響を最小限に抑えるため、濁水の流下防止に努める。

さらに、景観に優れた地域では、周囲の景観に配慮した河川整備を図る。

4. 整備対象河川の抽出 (1/3)

河川整備計画の整備対象河川の抽出

整備対象河川抽出の考え方

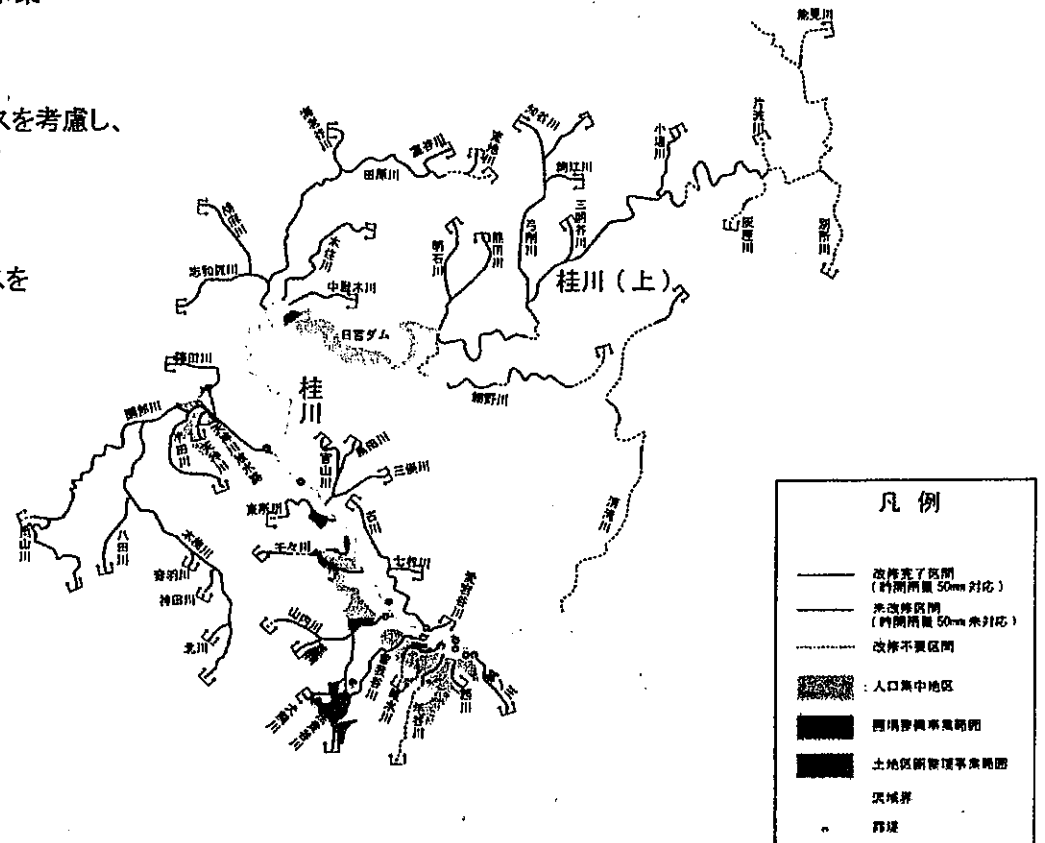
整備対象河川は、「河川の現況流下能力」、「近年の出水による被害の発生状況」、「想定氾濫区域内の人口と資産や河川の特長」、「既存事業の継続性」、「関連事業の有無」など、さまざまな観点から総合的に評価した上で選定する。

- 桂川本川（保津峡上流～日吉ダムまでの区間）については、上下流バランスを考慮し、淀川水系河川整備計画と整合する戦後最大の洪水である昭和28年台風13号洪水（概ね30年に1回程度の降雨により予想される洪水）を安全に流下させることを目標に整備する。
- 桂川（上）（日吉ダム管理区間より上流の区間）については、上下流バランスを考慮し、下流の計画と整合する規模により整備する。
- 支川については、「抽出の基本的な考え方」に基づき総合的に評価した上で、整備対象河川を抽出し整備する。

抽出の基本的な考え方

- ・概ね時間50mm対応（概ね1/10の治水安全度）していない区間を有する河川
- ・近年の出水により外水氾濫の被害が発生している河川
- ・人口集中地区を含む河川や天井川区間を有する河川
- ・既存計画の事業継続の必要性がある河川
- ・関連事業を有する河川

圏域の河川整備状況図



※人口集中地区・・・人口密度が4,000人/km²以上の基本単位地区等が市区町村の境界内でお互いに隣接し、それらの隣接した地域の人口が5,000人以上を有する地域
 ※河川整備率・・・(整備済延長÷要改善延長(河川管理延長-改善不要延長))×100
 出典 1)統計局HP 2)京都府

4. 整備対象河川の抽出 (2/3)

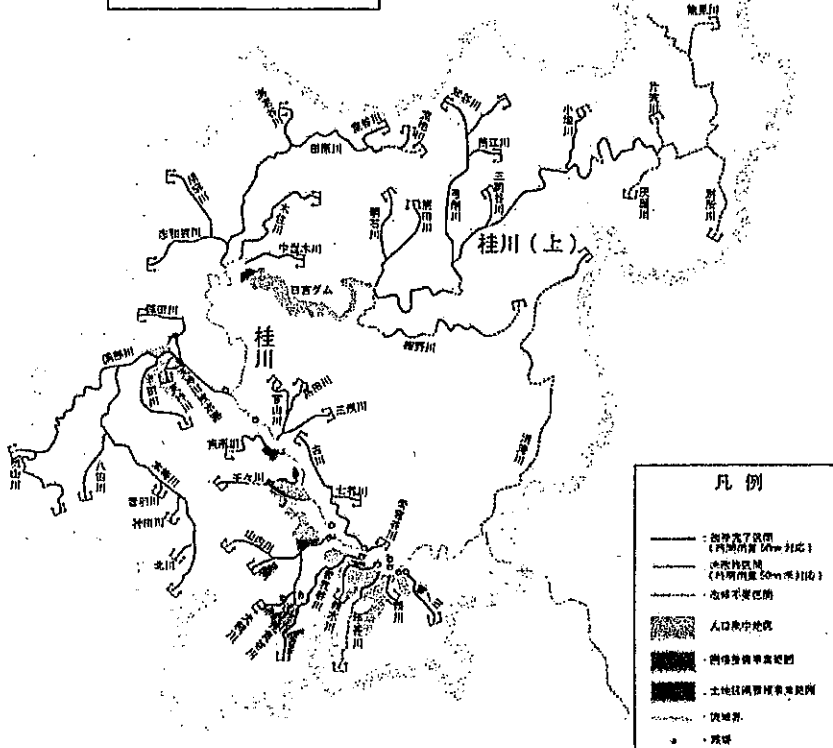
河川整備計画の整備対象河川の抽出

整備対象河川の抽出(1/2) 保津峡上流から日吉ダムまでの区間

- ・概ね時間50mm対応（概ね1/10の治水安全度）していない区間を有する河川
- ・近年の出水^{*}により外水氾濫の被害が発生している河川
- ・人口集中地区を含む河川や天井川区間を有する河川
- ・既存計画の事業継続の必要性がある河川
- ・関連事業を有する河川

*)平成元年以降の水害統計(国土交通省)によって確認

圏域の河川整備状況図



桂川本川と条件を満たす支川の幾水川、七谷川、犬飼川、法貴谷川、千々川、東所川、園部川、天神川、陣田川を河川整備計画の整備対象河川とし、重点的かつ優先的に整備を実施するものとする。

整備の優先度の高い河川の抽出結果

本川	一次支川	二次支川	三次支川	改修状況 時間雨量 50mm対応の 必要性の有無	洪水被害 近年洪水による 浸水被害の 有無	現況 人口集中地区 天井川区間 の有無	既存計画 の有無	関連事業 の有無	河川整備計画の実施対象	
									選定理由	整備対象
桂川				○	○	○	○	○	浸水被害があり、未整備区間を事業実施中	○
	幾水川			○	○	○	○	○	浸水被害があり、未整備区間で事業実施中	○
	七谷川			○	○	○	○	○	天井川区間あり、事業計画中	○
	犬飼川			○	○	○	○	○	浸水被害があり、未整備区間で事業実施中	○
	法貴谷川			○	○	○	○	○	未整備区間で事業実施中	○
	千々川			○	○	○	○	○	浸水被害があり、未整備区間で事業実施中	○
	東所川			○	○	○	○	○	浸水被害があり、未整備区間で事業実施中	○
	園部川			○	○	○	○	○	浸水被害があり、未整備区間で事業実施中	○
	天神川			○	○	○	○	○	未整備区間で事業実施中	○
	陣田川			○	○	○	○	○	未整備区間で事業実施中	○
	半田川			○	○	○	○	○		
	本橋川			○	○	○	○	○		
	八田川			○	○	○	○	○		
	音羽川			○	○	○	○	○		
	神田川			○	○	○	○	○		
	北川			○	○	○	○	○		
	奥山川			○	○	○	○	○		
	田原川			○	○	○	○	○		
	胡麻川			○	○	○	○	○		
	志和賀川			○	○	○	○	○		
	海老谷川			○	○	○	○	○		
	壺谷川			○	○	○	○	○		
	富地川			○	○	○	○	○		
	木住川			○	○	○	○	○		
	中世木川			○	○	○	○	○		
	清滝川			○	○	○	○	○		

*本計画は、現時点の流域の社会状況・自然状況・河川状況等に基づき策定するものであり、策定後においてもこれらの状況の変化に応じて、適宜見直しを行う。

2. 課題と対応方針

[課題]

【第14回資料】

- 桂川上流圏域と下流直轄区間は、ともに現在の流下能力では、平成16年台風23号と同程度の洪水で被害が発生する状況にあり、治水安全度の向上が必要である。
- 桂川は保津峡が狭窄部となっているため、洪水時には保津峡入口で水位が堰き上がり、亀岡盆地の霞堤から浸水する。
- 下流直轄区間は整備途上であり、保津峡の掘削或いは桂川上流圏域の河川整備が先行した場合、下流に洪水が集中し大都市圏における重大な被害が生じるおそれがあるため、上下流間のバランスを保つことが重要である。
- 下流直轄区間は、沿川に密集市街地や流下能力の低い観光名所の嵐山地区を抱えており、大幅な河川整備の進捗には時間を要する可能性がある。
また、平成25年台風18号による被害の発生をはじめ、近年の気候変化の傾向として記録的な大雨が全国各地で発生している状況等を踏まえ、桂川上流圏域の治水対策の検討にあたっては、流下能力を向上させる河道整備のほか、例えば流域での流出抑制など現在より治水安全度を向上させる方策についても検討していく必要がある。

[対応方針]

- 桂川本川の整備にあたっては、桂川の流下能力、近年の被災状況及び地形の特性等を踏まえ、上下流バランスを勘案し、計画的に段階的に流下能力の向上を図ることにより、浸水被害を軽減する。
- 桂川上流圏域における本川の整備について、下流直轄区間の整備との整合を図り、霞堤の遊水効果をできるだけ低下させないように整備を行っていく。
- 桂川上流圏域では、上下流の治水バランスを維持する必要があり、下流の直轄区間の事業実施計画のステップを踏まえ、その河川整備状況に応じて段階的に流下能力の向上を図る。
- 直轄区間の事業ステップに整合した上流圏域の整備促進には時間を要すること、近年の記録的豪雨の発生状況を踏まえ、治水対策の検討にあたっては、河川改修をはじめ、流域における貯留施設などの流域対策や森林・農地の保全、土砂・流木対策、また、ハードだけでなくソフト対策などについても、国、市、町など関係機関と連携し、総合的な治水対策の検討を行う。

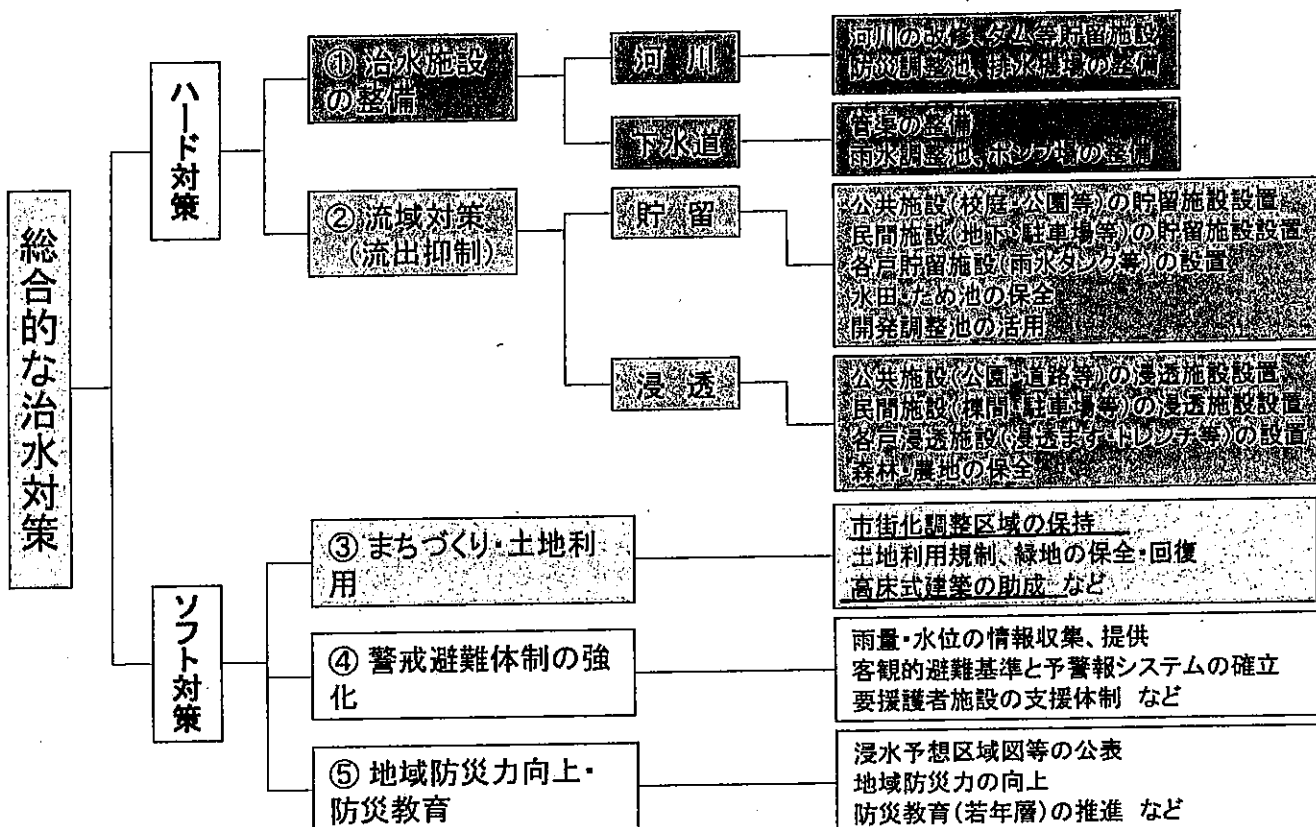
5

3. 桂川上流圏域の治水対策の基本的な考え方

桂川上流圏域の治水対策の基本的な考え方

桂川上流圏域の基本的な考え方

「総合治水対策」の体系施策イメージ

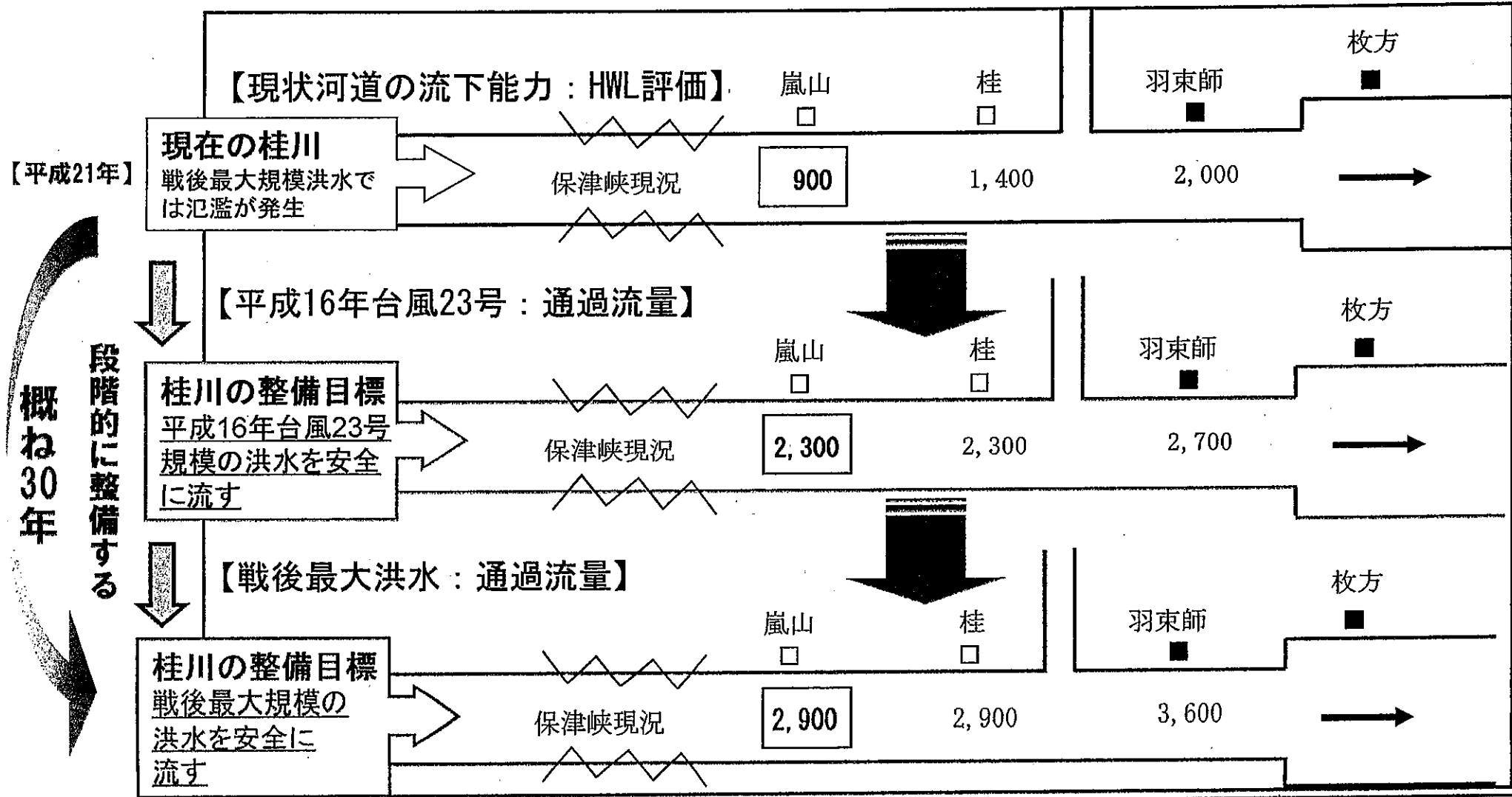


6

参考資料①

整備期間と段階整備のステップ（直轄区間）

- 直轄区間の河川整備計画は、概ね30年程度で実施する計画になっている。
- 整備目標は、第1段階として平成16年台風23号実績洪水に対応し、第2段階で戦後最大である昭和28年台風13号実績洪水に対応する河川整備を行う。
- 整備目標流量は、嵐山地点の平成16年台風23号実績降雨の洪水流量が2,300m³/s、昭和28年台風13号実績降雨の洪水流量が2,900m³/sで計画されており、桂川上流圏域の整備目標の設定において、これらと上下流バランスを図っていく必要がある。



※国土交通省淀川河川事務所資料を基に京都府が作成

桂川・支川対策特別委員会

平成29年12月8日(金)

土木建築部

桂川・道路整備課

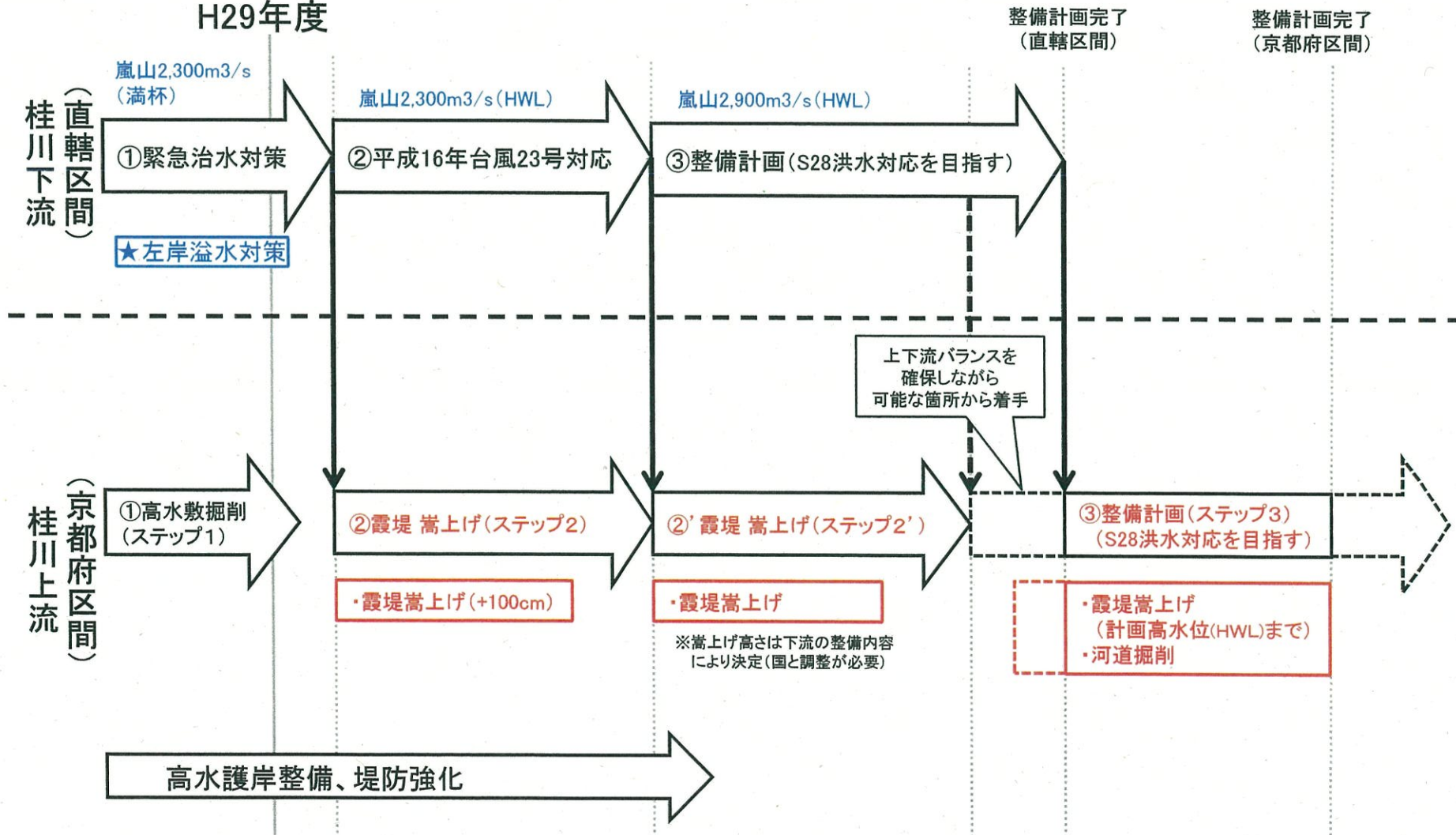
淀川水系桂川上流圏域河川整備計画
(原案)

平成29年11月
京 都 府

下流直轄区間の進捗に合わせた上流桂川本川の段階整備について

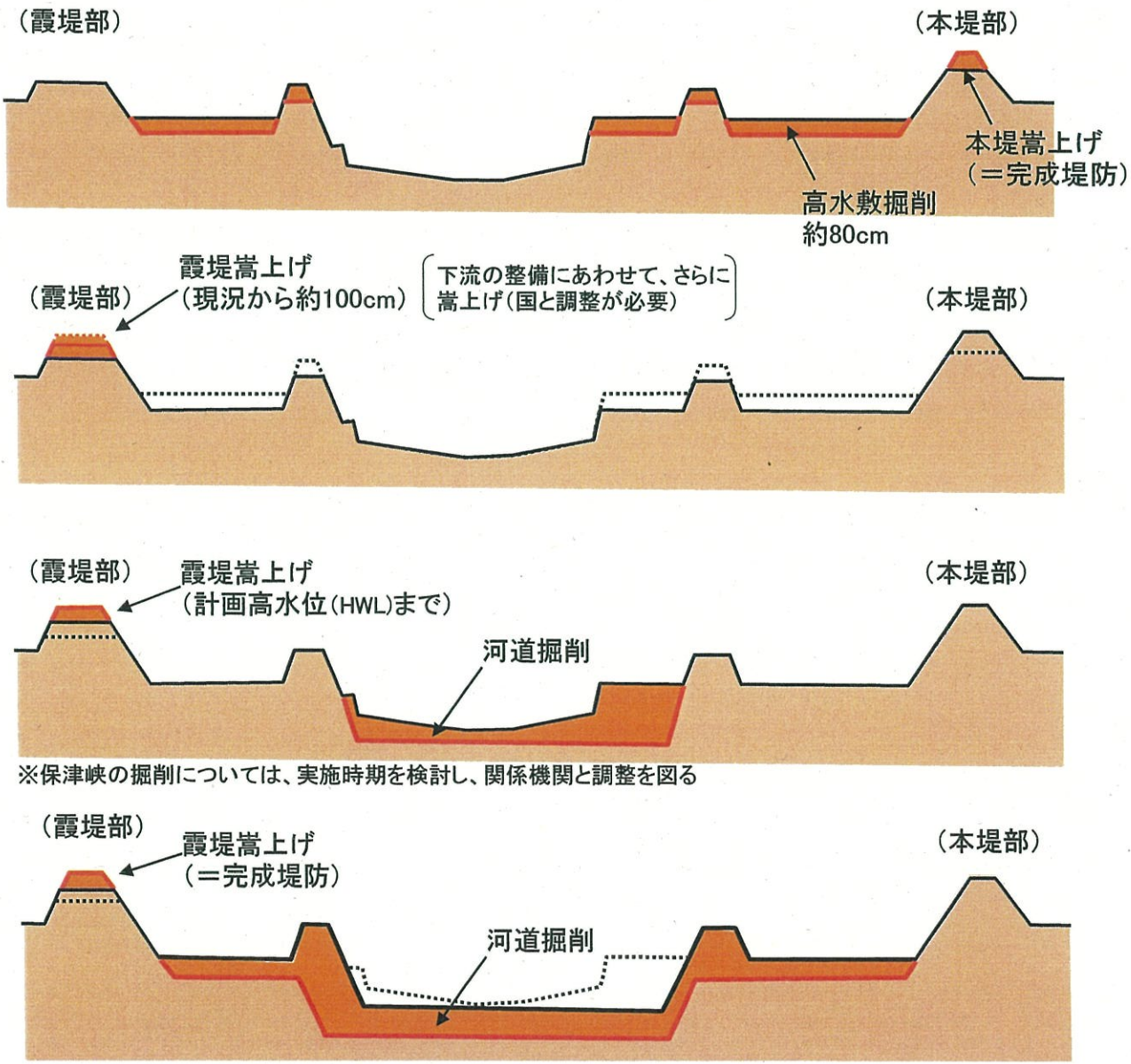
- 嵐山より下流の河川整備の進捗に合わせた段階整備を実施
- あわせて、高水護岸整備や堤防強化を実施

＜スケジュール案＞
H29年度



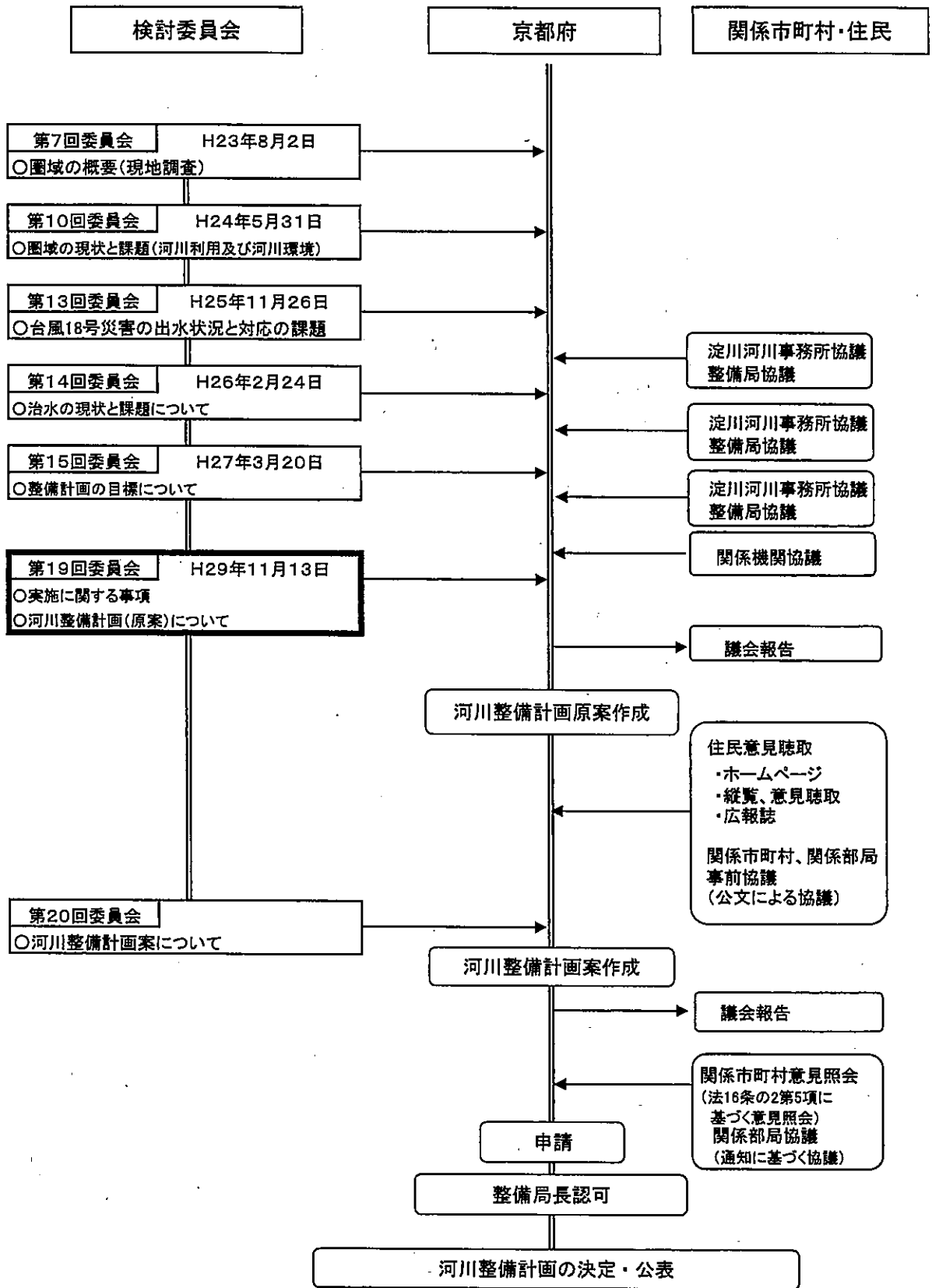
桂川上流圏域の段階整備イメージ

- ① S57年対応 (概ね1/10)
+ 高水敷掘削 (ステップ1)
(H29年6月完了)
 - ② 段階整備 (ステップ2)
(下流河川にあわせた整備)
 - ③ 整備計画 (ステップ3)
(S28洪水対応)
(概ね1/30)
- 河川整備計画完了
-
- ④ 将来計画
(1/100)
- 将来計画完了



桂川上流圏域河川整備計画策定スケジュール

京都府河川課



浸水対策10河川重点

1/4(世)

早期避難などソフト面強化

府の桂川上流整備案

京都府は13日、大雨による浸水被害に悩まされている桂川上流圏域(京都市左京区、右京区、南丹市、亀岡市)の河川整備計画原案を公表した。府が管理する49河川のうち10河川を今後30年間で重点的に整備する方針を盛り込んだ。ただ、京都市内の嵐山地区などで浸水被害がたびたび発生しているため、下流への流量を大幅に増やすことが難しい。計画を履行しても2013年の台風18号規模の豪雨であれば浸水を防ぎ切れないことから、早期避難を含むソフト対策も強化するとした。

重点整備対象の10河川は、桂川と、その支川の雑水川、七谷川、大飼川、法貴谷川、千々川、東所川、園部川、天神川、陣田川。

号や13年の台風18号に伴う豪雨では、多数の家屋が浸水被害を受けた。一方、国土交通省が管理している桂川下流にある嵐山地区でも13年の台風18号で桂川が氾濫し、周辺の旅館や店舗などに大きな被害が出た。これを受け、国は井堰の撤去など本格的な治水対策に乗り出している。府の計画原案では、国事業の進展に合わせ、各河川の河道掘削や拡幅などを段階的に実施する。桂川は30年に1度、そのほかの河川は10年に1度から5年に1度の大雨でも水害が発生しない

ことを目標とした。ただ、13年の台風18号規模の豪雨が発生すれば、浸水被害を軽減することはできてもゼロにはできないとみている。府は河川情報の把握能力向上や関係自治体との連携を強化し、住民に早期避難を促すといったソフト対策も重視し、「ハード

対策で防ぎ切れないような大洪水も必ず発生するという意識を住民らと共有したい(河川課)としている。12月下旬から計画原案について府民の意見を募り、来年1月に有識者らでつくる検討委員会に諮った上で、本年度内の計画策定を目指す。(小野俊介)